

## 学校体育施設使用団体登録申請について

嘉手納町に住所を有する者、若しくは嘉手納町に職場を有し在職する者で構成される団体に適用されます。

なお、嘉手納町体育施設（嘉手納運動公園及び兼久海浜公園内の体育施設）の登録申請は体育施設指定管理者のかでな振興（株）が行います。

### 1. 学校体育施設

嘉手納中学校（グラウンド・体育館・武道場）

嘉手納小学校（グラウンド・体育館）

屋良小学校（グラウンド・体育館）

### 2. 団体登録の条件

- \* 嘉手納町内のクラブチーム、サークル、同好会、愛好会等
- \* 10名以上で、且つ70%以上のメンバーが町内に住所を有し、若しくは町内に職場を有し在職する者で構成していること。  
(例：10名の団体の場合、7名以上が町民であること。)
- \* スポーツ傷害保険にメンバー全員が加入していること。

### 3. 申請方法

登録申請書に必要事項を記入のうえ、会員名簿及びスポーツ傷害保険加入領収証のコピーを添えて、町教育委員会社会教育課に提出する。

- ※ 嘉手納町体育施設（嘉手納運動公園及び兼久海浜公園内の体育施設）の使用団体登録は別途、かでな振興(株)への申請が必要です。

### 4. 団体登録申請受付期間

平成28年3月14日(月)から3月25日(金)まで（9時から17時（正午～午後1時を除く）まで（土日祝祭日を除く。）ただし、最終日は16時まで）

4月1日以降の申請は随時受け、団体登録確定後から施設の予約ができます。

### 5. 有効期限及び学校体育施設の予約

- \* 認定した次の月から平成29年3月31日までとする。
- \* 登録団体は、学校体育施設の使用が毎月1日より翌月いっぱいまでの予約ができます。  
ただし、公共団体等が行事を行う場合は、その使用日を変更していただく事があります。

### 6. 申請場所

学校体育施設 嘉手納町教育委員会 社会教育課  
電話956-1111（内線266・267）

- ※ 嘉手納町体育施設 かでな振興（株）電話957-1414